

第1948回埼玉県教育委員会定例会

- 1 日 時 令和5年2月8日(水) 午前10時開会
午前11時44分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、古垣教育総務部長、石川県立学校部長、石井市町村支援部長、小谷野教育総務部副部長、橋本特別支援教育課長、中沢教育政策課長、関根財務課長、田中県立学校人事課長、阿部市町村支援部参事兼小中学校人事課長
案浦書記長、岩崎書記、原口書記、森田書記
- 4 会議の主宰者 高田教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 高田教育長が、櫻井委員を議事録の署名者に指名した。
- (2) 報告事項
- 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進（高校内分校の取組）について
橋本特別支援教育課長（提出理由、埼玉県特別支援教育推進計画策定の背景及び計画を踏まえた取組、高校内分校の整備、高校内分校における交流及び共同学習について説明）
- 櫻井委員 分校は、学校の敷地内に別の学校を設置するという理解でいいでしょうか。高校と分校の教員は別々にいて、職員室も別々に設置されるイメージでしょうか。

橋本特別支援教育課長 高校の施設の一部に分校を設置し、高校と分校それぞれに職員室、教室、保健室があります。職員も高校と分校それぞれに配置されています。

櫻井委員 分校に通う生徒は希望して入学するのでしょうか。また、高校との交流及び共同学習について、この活動を行うことを入学前から分かっているのでしょうか。そして、交流及び共同学習はカリキュラムの一つなのか、それとも高校との交流は任意なのか教えてください。

橋本特別支援教育課長 分校は入学選考があり、生徒は希望する分校の受検を経て入学しています。交流及び共同学習も含めて分校の教育内容は、市町村教育委員会を通じて中学校に情報提供していますので、生徒は、教育内容、カリキュラムを分かって入学しています。そして、交流及び共同学習はカリキュラムで決定しており、職業の科目の中に組み込まれています。その上で、高校との話し合いの中でどの授業で相互に参加するかを決定しています。

櫻井委員 インクルーシブ教育や共生社会の実現に向けて素晴らしい取組だと思います。

首藤委員 分校の取組は素晴らしいと思いました。その中で高校と分校には、校長がそれぞれいることになりませんが、先ほどの動画で、体育祭の選手宣誓の場面では大宮武蔵野高校の校長が立たれていました。校長が二人いることにより、職員の指揮系統が乱れたり、生徒や保護者に混乱はないのでしょうか。

橋本特別支援教育課長 高等学校と分校の職員は別々に配置し、職員室も別々に設置しているため、生徒及び保護者に混乱はありません。また、分校と高校の指示連絡は、校長ごとに行っており、特に混乱は生じていません。

首藤委員 行事の交流の場合は、お互いの教員も交流を行っているのでしょうか。

橋本特別支援教育課長 各学校の状況によって状況は異なりますが、高校と分校の相互の話し合いの下で実施しています。

高田教育長 今回紹介している大宮武蔵野高校内の大宮北特別支援学校の分校の管理者は、大宮北特別支援学校の校長であり、分校には教頭が配置されています。分校の職員会議は、大宮北特別支援学校の校長が主催しており、指示連絡

等は高校と別々に行われています。先ほどの動画のとおり、行事などの交流及び共同学習について、高校及び分校の教員の交流は日常的に行われています。学校ごとの管理責任は別ですが、日常的に交流を行い、お互いの教員は、両方の生徒を見て、指導をしています。

小林委員 大宮武蔵野高校を訪問して、校長先生からも非常にいい取組であるとの話をされていましたが、実際に動画を見るとその思いを再認識しました。分校は合格した生徒しか行けないと思いますが、現在分校は定員割れをしているのでしょうか、もし倍率が1倍を超えて合格できなかった場合、大宮北特別支援学校に入学するのか、それとも二次募集する高校又は私立学校に入学しているのか、現状について教えてください。

橋本特別支援教育課長 今年度の分校の入学選考の倍率は、来年度開校の分校を含めて10校ありますが、概ね1.3倍程度になります。学校や地域の状況によっては、定員割れもありますが、概ね倍率が出ています。不合格になってしまった生徒は、地域の特別支援学校に入学するケースが多く、二次募集をしている高等学校を受検している生徒もいます。

小林委員 合格できなかった生徒は、二次募集の高等学校に入学する場合、通常の高校の授業を受けることとなりますので、中学校から申し送りをするなど特別な配慮が必要であると思いますが、受入側の学校の体制は、どのようになっているのか、気になりました。分校に入学を希望する生徒は、特別に配慮が必要な生徒だと思いますのでフォローアップしてほしいと思います。もちろん障害のある生徒の受け皿を増やすことも必要ですが、分校以外の生徒の配慮もお願いしたいと思います。

高田教育長 分校は、公共交通機関を利用して自力通学ができることが前提で入学者選考を実施しています。そして、一つの学校で1学年16人の定員があり、ありがたいことですが、1倍を超える分校がほとんどです。小林委員の御心配のとおり、残念ながら不合格になってしまう生徒もいます。受検する生徒は、今まで特別支援学校で小学部、中学部に在籍していたが生徒が分校に希望する生徒や地元の小・中学校に在籍した生徒が分校に入学したいなど様々なケース

があります。不合格になってしまった生徒は、地域の特別支援学校に入学する生徒もいれば、高校に入学する生徒もいます。高校には、特別な配慮が必要な生徒が全日制や定時制にも在籍しており、高校における特別な支援をどのように充実するか、大きな課題だと受け止めています。インクルーシブ教育という障害のある生徒もない生徒も共に学べる環境をどのように構築するかが大きなテーマであり、引き続き取組を進めてまいります。

(3) 次回委員会の開催予定について

2月17日（金）午前10時

<非公開会議結果>

第4号議案 県議会令和5年2月定例会提出予定案件について

県議会令和5年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第5号議案 県議会令和5年2月定例会提出予定案件について

県議会令和5年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第6号議案 県議会令和5年2月定例会提出予定案件について

県議会令和5年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第7号議案 県議会令和5年2月定例会提出予定案件について

県議会令和5年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第8号議案 令和5年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

令和4年度における本県教育行政の推進に当たり、重点施策を決定しました。

第9号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った県西部地区の公立中学校の男性教諭（52歳）に対して、1か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。